

市第43号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成28年9月6日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24
年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第27条第7項、第56条第2項及び第112条第2項中「第13条第2
項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜
市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す
る必要があるので提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜 粹)

(~~上 段 改 正 案~~)
(下 段 現 行)

(職 員)

第 27 条 (第 1 項 から 第 6 項 まで 省 略)

- 7 第 1 項 及 び 第 5 項 の 家 庭 支 援 専 門 相 談 員 は、 社 会 福 祉 士 若 し く は 精 神 保 健 福 祉 士 の 資 格 を 有 す る 者、 乳 児 院 に お い て 乳 幼 児 の 養 育 に 5 年 以 上 従 事 し た 者 又 は 法 ~~第 13 条 第 3 項 各 号~~ 第 13 条 第 2 項 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 者 で な け れ ば な ら ない。

(第 8 項 及 び 第 9 項 省 略)

(職 員)

第 56 条 (第 1 項 省 略)

- 2 家 庭 支 援 専 門 相 談 員 は、 社 会 福 祉 士 若 し く は 精 神 保 健 福 祉 士 の 資 格 を 有 す る 者、 児 童 養 護 施 設 に お い て 児 童 の 指 導 に 5 年 以 上 従 事 し た 者 又 は 法 ~~第 13 条 第 3 項 各 号~~ 第 13 条 第 2 項 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 者 で な け れ ば な ら ない。

(第 3 項 から 第 6 項 まで 省 略)

(職 員)

第 112 条 (第 1 項 省 略)

- 2 前 項 の 職 員 は、 法 ~~第 13 条 第 3 項 各 号~~ 第 13 条 第 2 項 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 者 で な け れ ば な ら ない。